

衆議院議員総選挙等に関する議案内容等一覧

議案名	内容	備考
議案第1号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領について	事務処理要領のとおり	
議案第2号 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について	被登録資格決定基準日 令和8(2026)年1月26日(月)(公示の日の前日) ただし、年齢については、2月8日(日)(選挙の期日)	【告示事項】
議案第3号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 松永 安優美 同職務代理者 山口 弘美	【告示事項】
議案第4号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 松永 安優美 同職務代理者 山口 弘美	
議案第5号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第3区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 松永 安優美 同職務代理者 大根田 守	
議案第6号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第4区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 金田 尊男 同職務代理者 大根田 守	
議案第7号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 金田 尊男 同職務代理者 大根田 守	
議案第8号 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任について	選挙分会長 金田 尊男 同職務代理者 山口 弘美	【告示事項】
議案第9号 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任について	審査分会長 金田 尊男 同職務代理者 山口 弘美	【告示事項】
議案第10号 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所について	第1～5区 栃木県庁及び栃木県自治会館	【告示事項】
議案第11号 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時について	第1～5区 場所 栃木県自治会館 ・第1区 日時 令和8(2026)年2月10日(火)午後1時 ・第2区 日時 令和8(2026)年2月10日(火)午後1時30分 ・第3区 日時 令和8(2026)年2月10日(火)午前2時 ・第4区 日時 令和8(2026)年2月10日(火)午前2時30分 ・第5区 日時 令和8(2026)年2月10日(火)午前3時	【告示事項】 この後当選証書の付与を行ふ
議案第12号 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時について	場所 栃木県自治会館 日時 令和8(2026)年2月10日(火)午後3時30分	【告示事項】
議案第13号 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時について	場所 栃木県自治会館 日時 令和8(2026)年2月10日(火)午後4時	【告示事項】
議案第14号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について	・第1区 8 ・第2区 6 ・第3区 6 ・第4区 6 ・第5区 8	
議案第15号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について	減少協議数 385(7市2町協議) 政令基準数 5,825箇所 設置数 5,440箇所	
議案第16号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について	届出候補者数 1～2人 3～5人 テレビ (株)とちぎテレビ 1回 1回 ラジオ (株)栃木放送 1回 1回 (株)エフエム栃木 1回	【告示事項】 NHKの放送回数については別途定めあり 候補者数 1～2人 3～5人 テレビ 1回 2回 ラジオ 1回 1回
議案第17号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和8(2026)年1月27日(火)午後7時30分	【告示事項】
議案第18号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和8(2026)年1月27日(火)午後6時	【告示事項】
議案第19号 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和8(2026)年1月28日(水)午後2時	【告示事項】
議案第20号 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和8(2026)年1月27日(火)午後6時30分	【告示事項】
議案第21号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発事業実施計画について	事業実施計画のとおり	

議案第1号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務処理要領を、次のとおり定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

別紙のとおり

1 事務処理要領

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の事務については、この要領の定めるところにより処理するものとする。

1 事務処理の機構

栃木県選挙管理委員会規程第3条の2第1項及び第2項の規定に基づき、県の選挙管理委員会の分室を置くものとし、その組織及び所掌事務は、別記1「栃木県選挙管理委員会分室の組織及び事務処理要領」によるものとする。

2 本庁において処理する事務

(1) 本庁において処理する事務及び担当者は、別記2「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務分担表」によるものとする。

ただし、選挙の当日及び翌日において処理すべき事務については、委員長が別に定めるものとする。

(2) 事務処理の日程は、別記3「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行日程」によるものとする。

3 知事部局に対する協力要請

分室の設置その他事務執行上、知事部局の職員を相当数必要とするので、地方自治法第180条の3の規定により知事と協議し、知事部局の職員を選挙事務に従事させるよう措置するものとする。

別記1

栃木県選挙管理委員会分室の組織及び事務処理要領

1 県の選挙管理委員会の分室（以下「分室」という。）の名称、位置及び管轄区域は、次によるものとする。

名称	位置	管轄区域
河内分室	宇都宮市	宇都宮市、河内郡
上都賀分室	鹿沼市	鹿沼市、日光市
芳賀分室	真岡市	真岡市、芳賀郡
下都賀分室	栃木市	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡
塩谷分室	矢板市	矢板市、さくら市、塩谷郡
那須分室	大田原市	大田原市、那須塩原市、那須郡那須町
鳥山分室	那須鳥山市	那須鳥山市、那須郡那珂川町
佐野分室	佐野市	佐野市
足利分室	足利市	足利市

2 分室における事務処理は、次によるものとする。

- (1) 分室には分室長及び室員を置く。分室長は、当該分室が位置する市に所在する県税事務所長、健康福祉センター所長又は土木事務所長の職にある者をもって充てるものとする。
- (2) 分室長は、県の選挙管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）の命を受け、室員を指揮して分室に属する事務を処理するものとする。
- (3) 分室において処理する事務は、委員長が特に指示する事項のほか、市町の選挙管理委員会との連絡に関することとする。

別記2

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務分担表

分担事務		担当者
項目	事務内容	
1 総括	補佐	山口書記長 大根田書記長代理
2 一般庶務	(1) 一般庶務 (2) 知事部局に対する事務援助要請 (3) 関係機関に対する協力依頼 (4) 選挙管理委員会の庶務に関する事務 (5) 選挙用資材の調達（発注手続を含む。） (6) 駐車場の手配 (7) その他	田口書記 後藤書記 金澤書記 渡辺書記 吉澤書記
3 市町選挙管理委員会への助言等	(1) 助言等一般 (2) 告示等の助言等及び処理 (3) 投票及び開票事務の助言等 (4) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の事務に関する助言等 (5) ポスター掲示場に関する助言等 （減少協議の処理を含む。） (6) 投票所開閉時刻の繰上げ又は繰下げに関する届出の処理 (7) 裁判官の氏名等の掲示に関する助言等 （掲示表作成を含む。） (8) 選挙公報の新聞折込みに係る届出の処理	吉澤書記 店網書記 店網書記 大塚書記 茂呂書記 大塚書記 店網書記 中新井書記 中新井書記
4 諸告示等	(1) 法令、規程等に基づく県選挙管理委員会の告示一般 (2) 選挙長等からの依頼に基づく告示の県公報への登載 (3) 選挙運動に関する支出金額の制限額の算出	店網書記 茂呂書記
5 立候補届出等に関する処理	(1) 立候補届出の受付（告示、通知、資格照会、総務省に対する報告並びに候補者届出政党及び候補者の連絡場所の確認）及び辞退届出等の処理 (2) 候補者届出政党及び候補者に対する諸証明書、標旗、印刷物等の交付 (3) 立候補状況の市町選挙管理委員会に対する連絡 (4) 選挙事務所等の設置届及び異動届の処理 (5) 候補者届出予定政党及び立候補予定者に対する説明会の開催 (6) 候補者届出書の事前審査 (7) 比例代表選挙に関する通知等の処理	別に定めるところによる 茂呂書記 店網書記 吉澤書記 大塚書記 店網書記 黒後書記 茂呂書記 中新井書記 中新井書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
6 諸印刷物等の作成	(1) 印刷物及び資材の調達 (2) 印刷物等の管理	別に定めるところによる 茂呂書記
7 印刷物等の輸送	(1) 印刷物及び資材等輸送計画の樹立 (2) 各市町選挙管理委員会に配布する各種印刷物の区分、梱包及び送致（投票用紙、投票用封筒及び仮投票用封筒並びに選挙公報及び審査公報の区分及び梱包を除く。） (3) 上記に関する市町選挙管理委員会からの受領書の処理	玉田書記 薄根書記 大関書記 和久書記
8 個人演説会等に関する事項	(1) 公営施設の指定の告示 (2) 個人演説会等に係る市町選挙管理委員会に対する助言	中新井書記
9 小選挙区選出議員選挙の選挙公報の発行	(1) 選挙公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 選挙公報掲載文原稿用紙及び記載例見本等の作成 (4) 選挙公報掲載文原稿等の事前審査 (5) 選挙公報掲載申請書等の受理 (6) 選挙公報掲載順序の抽選 (7) 選挙公報の印刷、区分、梱包の立会 (8) 指定病院等に対する選挙公報の発送 (9) 点字毎日号外の作成	平野書記 荒井書記 西村書記 上野書記 青木書記 吉川書記 戸坂書記 中野書記 福崎書記 谷田書記 直井書記 黒後書記
10 比例代表選出議員選挙の選挙公報の発行	(1) 選挙公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 選挙公報掲載文原稿等の受領（中央選挙管理会） (4) 選挙公報掲載順序の抽選 (5) 選挙公報の印刷、区分、梱包の立会 (6) 指定病院等に対する選挙公報の発送 (7) 点字毎日号外の作成	平野書記 荒井書記 西村書記 上野書記 青木書記 吉川書記 戸坂書記 中野書記 福崎書記 谷田書記 直井書記 黒後書記
11 審査公報の発行	(1) 審査公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 審査公報掲載文原稿等の受領（中央選挙管理会） (4) 審査公報の印刷、区分、梱包の立会 (5) 指定病院等に対する審査公報の発送 (6) 点字毎日号外の作成	平野書記 荒井書記 西村書記 上野書記 青木書記 吉川書記 戸坂書記 中野書記 福崎書記 谷田書記 直井書記 黒後書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
12 政見放送及び 経歴放送に 関する事項	(1) 政見放送を行う一般放送事業者等の告示 (2) 政見放送についての放送局との打合せ、協議及び 連絡 (3) 政見放送日時の決定抽選及びこれに関する通知 (4) 政見放送等についての候補者届出政党との連絡 (5) 政見放送のための録音又は録画の公営に関する事 務 (6) その他政見放送に関する事務 (7) 政見放送所要経費の支払に関する事務	店網書記 平野書記 店網書記 平野書記 荒井書記 西村書記 上野書記 青木書記 吉川書記 戸坂書記 中野書記 福崎書記 谷田書記 直井書記
13 選挙公営 (8 ～12を除く。) に関する事項	(1) 新聞広告掲載承諾通知書の受理 (2) 選挙運動用無料葉書に関する事務 (3) 無料乗車券に関する事務 (4) 選挙運動用自動車の使用に関する事務 (5) 選挙運動用ビラの作成に関する事務 (6) 選挙運動用ポスターの作成に関する事務 (7) 選挙運動用通常葉書の作成に関する事務 (8) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成に関する事 務 (9) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の 類の作成に関する事務 (10) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成に関する 事務 (11) (1)～(10)に係る経費の支出 (12) 点字候補者名簿の作成に関する事務	中新井書記 平野書記 荒井書記 西村書記 上野書記 青木書記 吉川書記 戸坂書記 中野書記 福崎書記 谷田書記 直井書記 大塚書記
14 選挙運動に 関する事項	(1) 違反文書図画の撤去に関する命令及び通報 (2) 選挙事務所の閉鎖に関する命令 (3) その他選挙運動違反に関する措置 (4) 選挙運動用公給物件の紛失等の処理	中新井書記 黒後書記 中新井書記
15 比例代表選出 議員選挙の 政党等の 名称等の掲示 に関する事項	(1) 掲示に関する市町選挙管理委員会の指導 (2) 掲示順序の抽選 (3) 掲示表（期日前投票用）の作成及び送付 (4) 掲示表（当日投票用）の作成 (5) その他政党の名称等の掲示に関する事務	大塚書記 中新井書記 玉田書記 薄根書記 大閑書記 和久書記 中新井書記 大塚書記
16 指定病院等の 指導連絡	(1) 指定病院等の指導連絡 (2) 指定病院等に対する説明会の開催 (3) 不在者投票特別経費の支出	茂呂書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
17 選 挙 会 に 関 す る 事 項	(1) 選挙立会人の届出の受理、抽選、決定通知、選任及び選任通知 (2) 選挙録、選挙長発言要領等の作成 (3) 選挙会場の準備 (4) 選挙長及び選挙立会人の報酬等の支給 (5) 当選の告知及び当選証書の付与 (6) 当選人の告示	店網書記 (1区~3区) 大塚書記 (4区、5区) 店網書記
18 選 挙 分 会 に 関 す る 事 項	(1) 選挙分会立会人の届出の受理、抽選、決定通知、選任及び選任通知 (2) 選挙分会録、選挙分会長発言要領等の作成 (3) 選挙分会場の準備 (4) 選挙分会長及び選挙分会立会人の報酬等の支給	茂呂書記
19 審 査 分 会 に 関 す る 事 項	(1) 審査分会立会人選任及び選任通知 (2) 審査分会録、審査分会長発言要領等の作成 (3) 審査分会場の準備 (4) 審査分会長及び審査分会立会人の報酬等の支給	中新井書記
20 出 納 責 任 者 及 び 収 支 報 告 書 等 の 处 理	(1) 出納責任者の選任届及び異動届等の処理 (2) 出納責任者の指導連絡 (3) 選挙運動のために使用する事務員等届出の処理 (4) 収支報告書の受理 (5) 収支報告書の要旨の公表	中新井書記 吉澤書記 大塚書記 店網書記 黒後書記 茂呂書記 中新井書記 中新井書記
21 明 る い 選 挙 推 進 運 動 の 実 施	(1) 明るい選挙推進運動実施計画の樹立 (臨時啓発事業) (2) 臨時啓発事業の実施 (3) 啓発用印刷物及び資材の作成 (4) 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部に関する事務	黒後書記 川嶋書記 黒川書記 赤羽書記 浅井書記 穂本書記 黒後書記
22 投 票 用 紙 等 の 作 成	(1) 投票用紙、投票用封筒 (内封筒及び外封筒) 及び 仮投票用封筒の印刷、点検、区分、包装計画の樹立 (2) 投票用紙等の印刷、点検、区分、包装等の立会	田口書記 後藤書記 金澤書記 渡辺書記 吉澤書記
23 投 開 票 集 計 事 務 の 電 算 処 理	(1) 投・開票速報オンラインシステムに関する事項 (2) テストランに関する事項 (3) その他電算処理に関し必要な事務	黒後書記 大塚書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
24 速報及び公表並びに報道機関との連絡調整に関する事務	(1) 総務省への速報 (2) 選挙結果の速報に関する事務（速報要領の作成及び市町選挙管理委員会に対する助言連絡を含む。） (3) 選挙結果の公表に関する報道機関との連絡（選挙結果公表要領の作成を含む。） (4) その他速報及び公表に関する事務	中新井書記 茂呂書記 黒後書記 大塚書記
25 選挙管理委員会に関する事項	(1) 選挙管理委員会の開催に関する事務 (2) 選挙管理委員との連絡 (3) 選挙事務開始の依頼状及び終了の礼状の発送 (4) 選挙事務従事の協議に関する事務 (5) その他選挙管理委員会に関する事務	大塚書記 田口書記 大塚書記
26 明るい選挙推進協議会に関する事項	(1) 明るい選挙推進協議会の開催等に関する事務 (2) 明るい選挙推進協議会委員との連絡 (3) その他明るい選挙推進協議会に関する事務	黒後書記
27 選挙執行経費に関する事項	(1) 選挙執行経費の基数積算及び総務省報告 (2) 選挙執行経費の市町交付（臨時啓発費を含む。） (3) 選挙執行経費の精算	大塚書記 渡辺書記
28 選挙結果資料の作成等に関する事項	(1) 投・開票結果報告の受理 (2) 選挙結果の市町選挙管理委員会への照会及び集計並びに総務省への報告 (3) 投・開票結果資料集の作成 (4) 選挙の記録の作成 (5) 年齢別投票者数調査	黒後書記 中新井書記 黒後書記 店網書記 黒後書記
29 供託証明書の返還等に係る事項	(1) 供託証明書の返還 (2) 供託金の国庫納入	店網書記

(備考) 選挙の当日において処理すべき事務、その他特に必要のある事務の分担については、別に定める。

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査執行日程表

【令和8年2月8日執行】

日次	月	日	曜	事務内容	備考
-19 (-7)	1	20	火	政党及び立候補予定者説明会 〔13:30 自治会館4階大会議室〕 記	金田委員長
-18 (-6)	1	21	水	選挙をきれいにする国民運動県本部の声明発表〔資料提供〕 記 報道関係支局長等会議 〔10:00 東館4階講堂〕 市町選管書記長等会議 〔13:30 オンライン開催〕	金田委員長 金田委員長 金田委員長
-16 (-4)	1	23	金	(小) 立候補届出書等事前審査 〔9:00 自治会館403会議室〕 記 委員長談話の発表〔資料提供〕 記 選挙管理委員会 〔19:00 本館9階会議室3〕 記 委員全員 ・総選挙及び国民審査事務処理要領案 ・諸告示案 ・諸計画案	
解 散 1月23日					
-15 (-3)	1	24	土	輸送①②・投票用紙〔(小)、(比)、(審)の期日前、当日投票分〕	
-13 (-1)	1	26	月	選挙人名簿、在外選挙人名簿登録者数速報受信、集計、公表 記 立候補届出受付事務打合せ、会場準備、リハーサル 〔15:30 本館6階大会議室1・2〕	
-12 (0)	1	27	火	【公示日】 立候補届出受付 〔8:30 本館6階大会議室1・2〕	記 金田委員長 松永委員
-9 (+3)	1	30	金	輸送③・点字候補者、政党等、裁判官名簿 輸送④・選挙公報〔(小)、(比)〕、審査公報 県明るい選挙推進協議会長談話の発表〔資料提供〕	
-8 (+4)	1	31	土	輸送④・選挙公報〔(小)、(比)〕、審査公報	
-7 (+5)	2	1	日	指定病院等への選挙(審査)公報の発送	
-6 (+6)	2	2	月	期日前投票者数の公表①	記
-5 (+7)	2	3	火	輸送⑤・投開票事務用品等	
-1 (+11)	2	7	土	期日前投票者数の公表③	記
0 (+12)	2	8	日	【投票日】 投開票結果速報の受信、集計及び公表	記
+1	2	9	月	投開票結果文書報告受理〔13:00-16:30 メール、電話等による確認〕	
+2	2	10	火	(小) 選挙会 〔第1区 13:00 自治会館403会議室〕 (小) 選挙会 〔第2区 13:30 "〕 (小) 選挙会 〔第3区 14:00 "〕 (小) 選挙会 〔第4区 14:30 "〕 (小) 選挙会 〔第5区 15:00 "〕	松永委員 松永委員 松永委員 金田委員長 金田委員長

別記3

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査執行日程表

日次	月	日	曜	事務内容	備考
				(比)選挙分会 [15:30 //]	金田委員長
				(審)審査分会 [16:00 //]	金田委員長
				(小)当選証書付与、当選人告示	

凡例 (小):衆議院小選挙区選出議員選挙

(比):衆議院比例代表選出議員選挙

(審):最高裁判所裁判官国民審査

記:県政記者クラブ発表(資料提供)

議案第2号

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準
日について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のように定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

令和8（2026）年1月26日（選挙の期日の公示の日の前日）
ただし、年齢については、令和8（2026）年2月8日（選挙の期日）

議案第3号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区選挙長
栃木県栃木市 松 永 安優美

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区選挙長職務代理者
栃木県宇都宮市 山 口 弘 美

議案第4号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区選挙長
栃木県栃木市 松 永 安優美

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区選挙長職務代理者
栃木県宇都宮市 山 口 弘 美

議案第 5 号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和 8 (2026) 年 1 月 23 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区選挙長
栃木県栃木市 松 永 安優美

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区選挙長職務代理者
栃木県下野市 大根田 守

議案第 6 号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 4 区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 4 区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和 8 (2026) 年 1 月 23 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 4 区選挙長
栃木県宇都宮市 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 4 区選挙長職務代理者
栃木県下野市 大根田 守

議案第7号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金田尊男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区選挙長
栃木県宇都宮市 金田尊男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区選挙長職務代理者
栃木県下野市 大根田守

議案第8号

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区栃木県選挙分会長
栃木県宇都宮市 金 田 尊 男

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区栃木県選挙分会長職務代理者
栃木県宇都宮市 山 口 弘 美

議案第9号

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

最高裁判所裁判官国民審査栃木県審査分会長
栃木県宇都宮市 金 田 尊 男

最高裁判所裁判官国民審査栃木県審査分会長職務代理者
栃木県宇都宮市 山 口 弘 美

議案第10号

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務は、次の場所において行うものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県第1区	栃木県庁及び栃木県自治会館
栃木県第2区	栃木県庁及び栃木県自治会館
栃木県第3区	栃木県庁及び栃木県自治会館
栃木県第4区	栃木県庁及び栃木県自治会館
栃木県第5区	栃木県庁及び栃木県自治会館

議案第11号

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会は、次により行うものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県第1区

1 場 所 栃木県自治会館
2 日 時 令和8（2026）年2月10日 午後1時

栃木県第2区

1 場 所 栃木県自治会館
2 日 時 令和8（2026）年2月10日 午後1時30分

栃木県第3区

1 場 所 栃木県自治会館
2 日 時 令和8（2026）年2月10日 午後2時

栃木県第4区

1 場 所 栃木県自治会館
2 日 時 令和8（2026）年2月10日 午後2時30分

栃木県第5区

1 場 所 栃木県自治会館
2 日 時 令和8（2026）年2月10日 午後3時

議案第12号

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時について

令和8年2月8日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における北関東選挙区の栃木県選挙分会は、次により行うものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県自治会館

2 日 時 令和8（2026）年2月10日 午後3時30分

議案第13号

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時について

令和8年2月8日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における栃木県審査分会は、次により行うものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県自治会館

2 日 時 令和8（2026）年2月10日 午後4時

議案第14号

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について

第51回衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場の区画数は、次のとおりとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県第1区のポスター掲示場の区画数	8
栃木県第2区のポスター掲示場の区画数	6
栃木県第3区のポスター掲示場の区画数	6
栃木県第4区のポスター掲示場の区画数	6
栃木県第5区のポスター掲示場の区画数	8

議案第15号

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置に係る公職選挙法（昭和25年法第100号）第144条の2第2項ただし書きの規定による総数の減少の協議については、次のとおり同意するものとする。

令和8年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊男

市町名	政令基準数	減少数	設置総数
栃木市	483	11	472
佐野市	406	17	389
鹿沼市	513	41	472
日光市	507	189	318
大田原市	174	1	173
那須塩原市	330	50	280
下野市	156	7	149
那須町	147	20	127
那珂川町	112	49	63

(7市2町)

(計 385)

(理由)

政令では投票区の面積に応じてポスター掲示場の設置数が定められているため、面積は広大だが山間部の占める割合が多く居住区域も限定されているような投票区において、過大となり設置の効用を十分発揮できないため、実際の居住区域等を勘案して設置する。

(参考1) 政令基準数

投票区ごとの選挙人名簿 登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1,000 人未満	2 km ² 未満	5 箇所
	2 km ² 以上 4 km ² 未満	6 箇所
	4 km ² 以上 8 km ² 未満	7 箇所
	8 km ² 以上	8 箇所
1,000 人以上 5,000 人未満	4 km ² 未満	7 箇所
	4 km ² 以上 8 km ² 未満	8 箇所
	8 km ² 以上	9 箇所
5,000 人以上 10,000 人未満	4 km ² 未満	8 箇所
	4 km ² 以上	9 箇所
10,000 人以上	4 km ² 未満	9 箇所
	4 km ² 以上	10 箇所

(参考2)

令和8年執行第51回衆議院小選挙区選出議員選挙
ポスター掲示場設置数一覧

市町名	政令基準数	減少数	設置数	投票区数
宇都宮市	790		790	101
第1区	651		651	83
第2区	139		139	18
足利市	353		353	49
栃木市	483	11	472	64
佐野市	406	17	389	55
鹿沼市	513	41	472	71
日光市	507	189	318	67
小山市	370		370	52
真岡市	299		299	42
大田原市	174	1	173	21
矢板市	128		128	16
那須塩原市	330	50	280	43
さくら市	167		167	22
那須烏山市	101		101	12
下野市	156	7	149	21
市計	4,777	316	4,461	636
河内郡	上三川町	71	71	9
	郡計	71	71	9
芳賀郡	益子町	104	104	14
	茂木町	103	103	13
	市貝町	50	50	6
	芳賀町	99	99	14
	郡計	356	356	47
下都賀郡	壬生町	97	97	13
	野木町	93	93	13
	郡計	190	190	26
塩谷郡	塩谷町	76	76	8
	高根沢町	96	96	12
	郡計	172	172	20
那須郡	那須町	147	20	17
	那珂川町	112	49	7
	郡計	259	69	24
	町計	1,048	69	979
	県計	5,825	385	5,440
				762

令和8年執行第51回衆議院小選挙区選出議員選挙
ポスター掲示場設置予定数一覧

〔衆議院小選挙区別〕

栃木県選挙管理委員会

選挙区	市町名 (衆院小選挙区)	政令 基準数	減少数	設置数	投票区	選挙区	市町名 (衆院小選挙区)	政令 基準数	減少数	設置数	投票区
第一区	宇都宮市 (宇都宮地区)	651	0	651	83	第四区	小山市	370	0	370	52
	上三川町	71	0	71	9		真岡市	299	0	299	42
	計	71	0	71	9		下野市	156	7	149	21
	市部計	651	0	651	83		益子町	104	0	104	14
	郡部計	71	0	71	9		茂木町	103	0	103	13
	第一区計	722	0	722	92		市貝町	50	0	50	6
第二区	宇都宮市 (上河内、河内地区)	139	0	139	18	下都賀郡	芳賀町	99	0	99	14
	鹿沼市	513	41	472	71		計	356	0	356	47
	日光市	507	189	318	67		壬生町	97	0	97	13
	さくら市	167	0	167	22		野木町	93	0	93	13
	塩谷町	76	0	76	8		計	190	0	190	26
	高根沢町	96	0	96	12	第五区	市部計	825	7	818	115
	計	172	0	172	20		郡部計	546	0	546	73
	市部計	1,326	230	1,096	178		第四区計	1,371	7	1,364	188
	郡部計	172	0	172	20		足利市	353	0	353	49
	第二区計	1,498	230	1,268	198		栃木市	483	11	472	64
第三区	大田原市	174	1	173	21	栃木県	佐野市	406	17	389	55
	矢板市	128	0	128	16		第五区計	1,242	28	1,214	168
	那須塩原市	330	50	280	43		市部計	4,777	316	4,461	636
	那須烏山市	101	0	101	12		郡部計	1,048	69	979	126
	那須町	147	20	127	17		県計	5,825	385	5,440	762
	那珂川町	112	49	63	7						
	計	259	69	190	24						
	市部計	733	51	682	92						
	郡部計	259	69	190	24						
	第三区計	992	120	872	116						

議案第16号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

放 送 の 区 分	基幹放送事業者名	回 数	
		栃木県における届出候補者数	
		1人又は2人	3人から5人
テレビジョン放送	株式会社とちぎテレビ	1回	1回
ラジオ放送	株式会社栃木放送	1回	1回
	株式会社エフエム栃木		1回

(参考) 政見放送及び経歴放送実施規程第2条第1項

○ 日本放送協会（NHK）

テレビジョン放送

栃木県における届出候補者数 1人又は2人・・・1回
" 3人から5人・・・2回

ラジオ放送

栃木県における届出候補者数 1人又は2人・・・1回
" 3人から5人・・・1回

議案第17号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじは、次により行うものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和8（2026）年1月27日 午後7時30分

議案第18号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行うものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和8（2026）年1月27日 午後6時

議案第19号

衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について

令和8年2月8日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行うものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和8（2026）年1月28日 午後2時

議案第20号

衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について

令和8年2月8日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじは、次により行うものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和8（2026）年1月27日 午後6時30分

議案第21号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発事業実施
計画について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における
臨時啓発事業実施計画を、次のとおり定めるものとする。

令和8（2026）年1月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

別紙のとおり

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における 臨時啓発事業実施計画（案）

栃木県選挙管理委員会

I 趣 旨

来る2月8日に執行される第51回衆議院議員総選挙は、国の内外において課題が山積している中で、極めて重要な選挙である。

本県における投票率は60%を下回る状況が続き、昨年7月の参議院議員通常選挙では全国ワースト2位という不名誉な結果となった。

これを受け、全ての有権者の参加のもとに、ルールを守った明るくきれいな選挙の執行と、投票率向上のため、市町選挙管理委員会、関係機関とともに報道機関の協力も得て、投票の呼びかけを中心とした啓発を行う。

特に、有権者の投票機会の確保に向けて、期日前投票の日時・場所の周知及び呼びかけを重点的に展開する。

II 実施事業

第1 県選挙管理委員会が行う事業

事 業 の 種 類 と 内 容	実 施 時 期	備 考
1 候補者等への働きかけ		
候補者及び政党に対し、ルールの遵守と明るい選挙への協力を要請する。	1月27日(火)	公示日
2 各種広報媒体を活用した啓発		
(1) 県域メディアの活用 県域メディア（下野新聞、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ）、地域ケーブルテレビ（宇都宮ケーブルテレビ、わたらせテレビ、栃木ケーブルテレビ、佐野ケーブルテレビ、鹿沼ケーブルテレビ、テレビ小山放送、塩原ケーブルテレビ協同組合、茂木町、真岡市、芳賀町、那珂川町ケーブルテレビ放送センター）に広告を掲載又はスポット広告を放送する。	1月27日(火) ～ 2月8日(日)	
(2) SNSの活用 各種サイト（YouTube、google、yahoo等）にターゲティング広告を配信する。		
(3) 民間事業者との連携・協力 ① とちぎ選挙啓発サポーター企業等（50団体）においてポスター掲示、チラシ配布、従業員や来場者への呼びかけ等各団体それぞれに取り組む。 ② 県内企業の協力を得て啓発を行う。 ・道の駅、スーパー・マーケット、飲食店等集合施設にポスターを掲示 ・路線バスのフロントグリルへの広告幕を掲示 ・コンビニのレジ画面に広告を掲載		
(4) 高校、大学との連携 ① 大学コンソーシアムとちぎとの連携協定に基づき、各大学においてポスターの掲示、チラシの配布、学内サイトによる周知、呼びかけを行う。 ② 県内高校において、ポスターの掲示、校内放送による周知、呼びかけを行う。		
(5) 県の広報媒体等の利用 ① 各庁舎、県民利用施設等に懸垂幕、横断幕、ポスターを掲示する。 ② 県HP、SNS、広報車等を活用し、投票を呼びかける。		

第2 市町選挙管理委員会に要請する事業

事 業 の 種 類 と 内 容	実 施 時 期	備 考
1 市町の広報媒体等を活用した啓発 (1) 庁舎等に懸垂幕、横断幕、ポスターを掲示する。 (2) 市町HP、SNS、広報紙、広報車、防災無線等を活用し、投票を呼びかける。 (3) ポスター掲示場に投票日（投票期日及び期日前投票期間）を明記する。	1月27日(火) ～ 2月8日(日)	
2 親子連れ投票記念証の配布 ファミリー層の投票参加を促すため、投票所において親子連れ投票記念証を配布する。	1月28日(水) ～ 2月8日(日)	

第3 その他の事業

事 業 の 種 類 と 内 容	実 施 時 期	備 考
1 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部の声明の発表 栃木県報道代表者会、栃木県明るい選挙推進協議会、栃木県市町村選挙管理委員会連合会、宇都宮地方検察庁、栃木県警察本部及び栃木県選挙管理委員会で構成する「選挙をきれいにする国民運動栃木県本部」の共同声明を県政記者クラブを通じて発表する。	1月21日(水)	
2 栃木県選挙管理委員会委員長談話の発表 公示日前に「県選挙管理委員会からのお願い」として委員長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	1月23日(金)	
3 栃木県明るい選挙推進協議会会长談話の発表 栃木県明るい選挙推進協議会会长の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	1月30日(金)	

注記

土日（1月31日、2月1日、7日）の期日前投票のニーズが高いと考えられるため、それらの日をターゲットに集中的に広報を行う。

声 明

第51回衆議院議員総選挙が近く執行され、これからの中政を託す国民の代表者を決めることとなります。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤をなすものであり、健全な民主政治の発展のためには、県民一人ひとりが主権者としての自覚と高い政治意識を持って、投票に参加することが不可欠ですが、本県における投票率は60%を下回る状況が続いており、昨年7月に執行された参議院議員通常選挙においては全国ワースト2位になるなど、憂慮すべき状況にあります。

また、近年、ルールを逸脱したような選挙運動が散見されるとともに、候補者や政党の選挙運動におけるSNS利用が広がり、有権者が情報に触れやすくなつた一方で、候補者に対する誹謗中傷や虚偽の情報の拡散など新たな課題が浮上してきました。

全ての有権者の投票参加の実現、明るくきれいな選挙の推進を目指して、次の2点を強く県民にお願いするとともに、私たちもあらゆる機会を通じて、「選挙をきれいにする国民運動」に尽力して参ります。

- 1 全ての有権者の皆様が、主権者としての自覚を持って、積極的に投票に参加する。
- 2 候補者をはじめ、政党及び選挙運動に携わる全ての方々が、公職選挙法のルールを守り、良識ある行動に努める。

令和8(2026)年1月21日

選挙をきれいにする国民運動栃木県本部

栃木県報道代表者会

栃木県明るい選挙推進協議会

栃木県市町村選挙管理委員会連合会

宇都宮地方検察庁

栃木県警察本部

栃木県選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会からのお願い

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査は、1月27日に公示されます。

この度の選挙は、国の内外において課題が山積している中で、有権者の皆さんのが国の進路を決めることができる極めて重要な機会です。

しかしながら、本県における投票率は60%を下回る状況が続き、昨年7月の参議院議員通常選挙では、全国ワースト2位となるなど憂慮する状況にあります。

有権者の皆さんにおかれでは、この選挙の意義を十分に認識していただき、貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票されますようお願いいたします。

投票期間は1月28日から2月8日までの13日間です。1月28日から2月7日までは期日前投票所において、最終日の2月8日は当日投票所において投票することができます。寒さ厳しき折、是非とも早めに投票いただきますようお願いいたします。

私どもは、選挙の公正な管理執行に万全を期することはもとより、関係機関と密接な連携を図りながら、明るくきれいな選挙の実現に向けて全力を尽くして参ります。候補者、政党、その他選挙運動に携わる方々におかれましても、有権者の皆さんに政見や公約を分かりやすく訴えるとともに、選挙のルールを遵守し、明るくきれいな選挙運動を展開されますようお願いいたします。

令和8(2026)年1月26日

栃木県選挙管理委員会

委員長 金田尊男

委員長職務代理 青田賢之

委員 松永安優美

委員 杉田明子